

地方公共団体及び民間企業・団体における地理空間情報活用推進に関する実態調査 Investigation of Actual Conditions for Advancement of Utilizing Geospatial Information in Local Government and Private Company, etc.

企画部 南雲吉久・佐藤 剛・門脇利広

Planning Department Yoshihisa NAGUMO, Go SATO and Toshihiro KADOWAKI

中部地方測量部 大木章一

Chubu Regional Survey Department Shoichi OKI

要 旨

平成 19 年 8 月に地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号。以下、「基本法」という。）が施行され、これに基づき平成 20 年 4 月には地理空間情報活用推進基本計画（以下、「基本計画」という。）が閣議決定された。国土地理院においても、基本計画の主要施策である基盤地図情報の整備を推進し、平成 20 年 4 月に、インターネットによる無償提供を開始した。

基盤地図情報の整備・提供をはじめとした地理空間情報の活用の推進に関する施策を実施していくためには、国と地方公共団体の連携が必要不可欠である。また、基盤地図情報をはじめとする地理空間情報が国民生活に広く流通・浸透していくためには民間企業等の協力も不可欠である。

そのため、企画部地理空間情報企画室では平成 20 年度に、地方公共団体や民間の企業・団体の地理空間情報の活用推進に関する実態調査を行った。

本調査により、地理空間情報の活用推進について、地方公共団体や民間の企業・団体の実態が把握できた。

特に、基本法や基本計画について認知度が高いにも関わらず活用が進んでいないことから、早急な基盤地図情報の普及や個人情報保護や知的財産権に関するガイドラインの策定が必要であることがわかった。

また、民間の企業・団体では、産学官の連携に期待していることも明確になった。

今後は、これらの状況を踏まえて、基盤地図情報の整備・更新・提供などをはじめとした地理空間情報の活用推進に関する施策の立案や効率的な実施を図ることとともに、地方公共団体や民間の企業・団体等の協力・連携を積極的に推進していきたい。

1. はじめに

基本法第 9 条に基づき、政府は、地理空間情報高度活用社会の実現を目指すため基本計画を平成 20 年 4 月 15 日に閣議決定した。

これに基づき、国土地理院では、地方公共団体と連携した基盤地図情報の整備・提供を進めている。

また、今後有効な取組みを立案していくためには、基本計画の閣議決定から半年以上を経た現在の地方公共団体における、基本法、基本計画等の認知状況や、基盤地図情報等の地理空間情報の活用状況を把握する必要があるため、地理空間情報活用推進に関する実態調査を実施したものである。整備された基盤地図情報をはじめとする地理空間情報が国民生活に広く流通・浸透していくためには民間企業等の協力も不可欠であるので、民間企業等に対しても地方公共団体に対する調査と同様な調査を実施した。

なお、本調査の結果は、地理空間情報の流通の促進、地方公共団体と連携した基盤地図情報の整備・更新の推進、地域の中核組織の育成、地理空間情報活用推進基本法に関する普及啓発のための効果的な政策立案に活用していく予定である。

2. 調査方法

本調査では、基本法、基本計画及び基盤地図情報等について、どの程度認知されているかを把握するため、アンケート形式による調査を行った。

主な調査内容は以下のとおりである。

- 1) 「基本法」に関して
認知の状況及び関心の有無について
- 2) 「基本計画」に関して
基本計画及び関連資料の受領の状況、認知の状況、関心の有無、及び地域の中核組織の必要性の有無について
- 3) 「地理空間情報」と「基盤地図情報」に関して
地理空間情報の認知の状況、並びに基盤地図情報の認知の状況、関心の有無、利用の努力規定に関する認知の状況、インターネット提供の認知の状況、及びその整備について
- 4) 個人情報保護等に関して
地理空間情報に関する個人情報保護のルールの有無、個人情報保護に関するガイドラインの必要性の有無、地理空間情報に関する知的財産権の取扱いルールの有無、地理空間情報の知的財産権に関するガイドラインの必要性の有無、及び基盤地図情報に対する意見について

2. 1 地方公共団体における地理空間情報活用推進に関する実態調査

本調査は、測量法第5条に規定する公共測量を行う測量計画機関である平成21年1月9日時点の全国都道府県、市町村及び特別区の計1,851団体を調査対象とし、平成21年1月9日から2月24日まで、統計法（昭和22年法律第18号）第8条に基づく届出統計調査として実施した。

2. 2 民間の企業・団体における地理空間情報活用推進に関する実態調査

民間の企業・団体における実態調査については、地理空間情報を活用する企業・団体について調査することとし、地理空間情報を活用してビジネスを展開していく立場にある、（社）日本地図調製業協会会員の企業・団体、gコンテンツ流通推進協議会会員の企業・団体及び（財）日本デジタル道路地図協会の計119社・団体に対し、平成20年12月4日から平成21年1月30日まで調査を実施した。

3. 回答状況

3. 1 地方公共団体

全国の地方公共団体1,851団体に対し実施した調査では、対象地方公共団体の79%にあたる1,454団体から回答を得た（都道府県の回答率100%、市区町村の回答率78%）。

3. 2 民間企業・団体

全119社・団体のうち60社から回答を得た（回答率50%）。

4. 調査結果

実施したアンケート調査について、その設問毎の回答結果は以下のとおりである。

なお、設問番号は地方公共団体用と民間企業・団体用で必ずしも同一ではなかったため、今回の報告用に再編集したため、報告書（原本）と異なる場合があるので注意されたい。

4. 1 基本法について

4. 1. 1 認知の状況について

問1：「地理空間情報活用推進基本法」という法律名を、これまで見たり聞いたりしたことがありますか？

表－1 「基本法」の認知状況

		地方公共団体		民間企業	
区 分		件数	%	件数	%
回答1	ある	1,017	70	53	88
回答2	ない	434	30	7	12

無 回 答	3	0	0	0
総 数	1,454	100	60	100

問2：（問1で、「1 ある」と回答した方に伺います）「基本法」という語句を、どのような時に見たり聞いたりしましたか？（複数選択可）

表－2 「基本法」の認知手段

		地方公共団体		民間企業	
区 分		件数	%	件数	%
回答1	新聞・雑誌等のマスメディア	105	10	18	34
回答2	国土地理院のセミナー・ホームページ	328	32	41	77
回答3	国土交通省（国土地理院以外）のセミナー・ホームページ	109	11	19	36
回答4	その他のセミナー・ホームページ	123	12	34	64
回答5	国土地理院からの連絡文書	719	71		
回答6	その他の機関からの連絡文書	231	23		
回答7	業者から聞いた	82	8	12	23
回答8	職場の同僚（上司及び部下を含む）から聞いた	50	5	12	23
回答9	その他	28	3	4	8
無 回 答		7	1	0	0
総 数		1,017	—	53	—

※回答5及び6について、民間企業等へは選択肢未設定

4. 1. 2 関心の有無について

問3：（問1で、「1 ある」と回答した方に伺います）「基本法」を読んだことはありますか？

表－3 「基本法」への関心状況

		地方公共団体		民間企業	
区 分		件数	%	件数	%
回答1	法律本文を読んだ	357	35	23	43
回答2	法律本文は読んでいないが、法律を解説している文書（新聞・雑誌等の記事を含む）を読んだ	355	35	22	42
回答3	法律本文をを読んでいないし、法律を解説している文書も読んだことはない	277	27	8	15

無 回 答	28	3	0	0
総 数	1,017	100	53	100

4. 2 基本計画について

4. 2. 1 基本計画及び関連資料の保管状況について

問4：国土地理院では、平成20年4月21日付けで全地方公共団体等の長の方々に対し、「『地理空間情報活用推進基本計画』について」（国地企空第4-2号）という標題で、「基本計画」等を国土地理院長名で配布いたしました。あなたの課・室ではそれを保管していますか？（※地方公共団体のみ調査）

表-4 国土地理院発信文書（公文書）の保管状況

区 分		地方公共団体	
		件数	%
回答1	受け取っており、私の課・室で保管している	743	52
回答2	受け取っており、他の課・室で保管している	145	10
回答3	よくわからない	559	38
無 回 答		7	0
総 数		1,454	100

4. 2. 2 認知の状況について

問5：「地理空間情報活用推進基本計画」の名称を、これまで見たか聞いたかありますか？

表-5 「基本計画」の認知状況

区 分		地方公共団体		民間企業	
		件数	%	件数	%
回答1	ある	865	60	52	87
回答2	ない	582	40	6	10
無 回 答		7	0	2	3
総 数		1,454	100	60	100

問6：（問5で、「1 ある」と回答した方に伺います）「基本計画」という語句を、どのような時に見たか聞いたかしましたか？（複数選択可）

表-6 「基本計画」の認知手段

区 分		地方公共団体		民間企業	
		件数	%	件数	%
回答1	新聞・雑誌等のマスメディア	73	8	12	23
回答2	国土地理院のセミナー・ホームページ	315	36	36	69
回答3	国土交通省（国土地理院以外）のセミナー・ホームページ	114	13	20	38

区 分		地方公共団体		民間企業	
		件数	%	件数	%
回答4	一・ホームページ	110	13	30	58
回答5	その他のセミナー・ホームページ	592	68		
回答6	国土地理院からの連絡文書	187	22		
回答7	その他の機関からの連絡文書	69	8	9	17
回答8	業者から聞いた	37	4	11	21
回答9	職場の同僚（上司及び部下を含む）から聞いた	22	3	4	8
無 回 答		8	1	0	0
総 数		865	—	52	—

※回答5及び6について、民間企業等へは選択肢未設定

4. 2. 3 関心の有無について

問7：（問5で、「1 ある」と回答した方に伺います）「基本計画」を読んだことはありますか？

表-7 「基本計画」への関心状況

区 分		地方公共団体		民間企業	
		件数	%	件数	%
回答1	計画本文を読んだ	340	39	20	38
回答2	計画本文は読んでいないが、計画を解説している文書（セミナー等の資料や新聞・雑誌等の記事を含む）を読んだ	309	36	26	50
回答3	計画本文を読んでいないし、計画を解説している文書も読んだことはない	175	20	6	12
無 回 答		41	5	0	0
総 数		865	100	52	100

4. 2. 4 地域中核組織の必要性の有無について

問8：「基本計画」には、地方公共団体における地理空間情報の活用が促進されるよう、国は、地域において地理空間情報に関する専門知識を有する大学や民間企業が連携して活動（具体的には、地理空間情報の活用に関する助言や事例紹介などの情報発信等）する中核組織の育成を図ることとしていますが、あなたの地方公共団体にとってそのような中核組織は必要だと思いますか？（※地方公共団体のみ調査）

表－8 地域中核組織の必要性

		地方公共団体	
区 分		件数	%
回答 1	必要だと思う	433	30
回答 2	必要だとは思わない	189	13
回答 3	よくわからない	825	57
無 回 答		7	0
総 数		1,454	100

問 9：「基本計画」では、地方公共団体、民間企業、NPO 等において地理空間情報の活用が促進されるよう、国は、地域において地理空間情報に関する専門知識を有する大学や民間企業が連携して活動（具体的には、地理空間情報の活用に関する助言や事例紹介などの情報発信等）する中核組織の育成を図ることとしていますが、このような中核組織の構築・育成が地理空間情報市場をどの程度盛り上げると思いますか？（※民間企業のみ調査）

表－9 地域中核組織の市場への影響予想

		民間企業	
区 分		件数	%
回答 1	とても盛り上げると思う	7	12
回答 2	どちらかというとき盛り上げると思う	28	46
回答 3	どちらかというときあまり盛り上げないと思う	6	10
回答 4	全く盛り上げないと思う	1	2
回答 5	わからない	17	28
無 回 答		1	2
総 数		60	100

4. 3 「地理空間情報」と「基盤地図情報」について

4. 3. 1 地理空間情報の認知の状況について

問 10：「地理空間情報」とは、どのような情報が該当するかご存じですか？

表－10 「地理空間情報」の認知状況

		地方公共団体		民間企業	
区 分		件数	%	件数	%
回答 1	よく知っている	54	4	17	28
回答 2	概ね知っている	693	47	32	54
回答 3	よく知らない	699	48	11	18
無 回 答		8	1	0	0
総 数		1,454	100	60	100

4. 3. 2 基盤地図情報の認知の状況について

問 11：「基盤地図情報」とは、どのような情報が該当するかご存じですか？

表－11 「基盤地図情報」の認知状況

		地方公共団体		民間企業	
区 分		件数	%	件数	%
回答 1	よく知っている	64	4	21	35
回答 2	概ね知っている	726	50	31	52
回答 3	よく知らない	662	46	8	13
無 回 答		2	0	0	0
総 数		1,454	100	60	100

4. 3. 3 基盤地図情報利用に関する関心の有無について

問 12：「基盤地図情報」は、様々な地図や GIS（地理情報システム）の基礎データとして使用されることが想定されていますが、庁内の関係部局で、「基盤地図情報」の利用を今まで検討されたことはありますか？

表－12 「基盤地図情報」への関心状況

		地方公共団体		民間企業	
区 分		件数	%	件数	%
回答 1	既に利用したことがある	336	23	15	25
回答 2	未だ利用はしていないが、検討したことはある	294	20	27	45
回答 3	検討したことは全くない	814	56	18	30
無 回 答		10	1	0	0
総 数		1,454	100	60	100

問 13：（問 12 で「1」又は「2」と回答した方に伺います）庁内の関係部局で、「基盤地図情報」をどのように利用しましたか？ 又は、どのような利用方法を検討しましたか？（複数選択可）（※地方公共団体と民間企業で選択肢異なる）

表－13－1 「基盤地図情報」の利用及び利用検討状況（地方公共団体）

		地方公共団体	
区 分		件数	%
回答 1	縮尺2500分の1程度の地図作成業務の資料として（例：地形図、砂防基盤図等）	251	40
回答 2	縮尺25000分の1程度の地図作成業務の資料として（例：管内図等）	144	23
回答 3	庁内で利用するGISの資料として（例：共用GIS等）	473	75
回答 4	インターネットを活用して住民	125	20

	に提供する地図閲覧サービスの資料として（例：WebGIS等）		
回答5	その他	38	6
	無 回 答	6	1
	総 数	630	-

表-13-2 「基盤地図情報」の利用及び利用検討状況（民間企業）

		民間企業	
区 分		件数	%
回答1	カーナビ・パーソナルナビゲーションサービス	6	14
回答2	上記1以外の経路探索サービス	4	10
回答3	店舗などのエリア検索・情報提供サービス	14	33
回答4	見守りなどの安心・安全サービス	9	21
回答5	ブログ・サービス	1	2
回答6	地図を利用者が使うためのASPサービス	13	31
回答7	商圈分析などの市場分析支援サービス	9	21
回答8	配車管理などの物流支援サービス	3	7
回答9	顧客管理や訪問先管理などの営業支援サービス	9	21
回答10	重機・電気・通信などの施設管理サービス	7	17
回答11	不動産・施設などの物件管理サービス	9	21
回答12	教育・健康に関する支援サービス	5	12
回答13	その他	15	36
	総 数	42	-

問 14：もし、基盤地図情報が日本全国をカバーするように整備され、無償で提供され、継続的に更新されようになったとしたら、地理空間情報の市場規模をどの程度大きくすると思いますか？（※民間企業のみ調査）

表-14 基盤地図情報の全国整備・無償提供による市場規模拡大予想

		民間企業	
区 分		件数	%
回答1	現在の2倍以上になると思う	13	22
回答2	現在の1.5倍～2倍未満程度になると思う	8	13
回答3	現在の1.2倍～1.5倍未満程度になると思う	9	15

回答4	あまり影響を与えないと思う	16	27
回答5	わからない	14	23
	総 数	60	100

4. 3. 4 基盤地図情報利用の努力規定に関する認知の状況について

問 15：「基本法」第17条では、あなたの地方公共団体が様々な地図を作成する際に、既にあなたの地域の「基盤地図情報」が存在した場合、それを使用するよう努めることとなっていますが、そのことをご存じでしたか？（※地方公共団体のみ調査）

表-15 「基盤地図情報」相互活用規定の認知状況

		地方公共団体	
区 分		件数	%
回答1	知っている	459	32
回答2	知らなかった	986	67
	無 回 答	9	1
	総 数	1,454	100

4. 3. 5 地理空間情報提供の努力規定に関する認知の状況について

問 16：「基本法」第6条では、貴社・団体が保有する良質な地理空間情報の提供等に自ら努めることとなっていますが、そのことをご存じですか？（※民間企業のみ調査）

表-16 事業者による地理空間情報提供等に関する努力規定の認知状況

		民間企業	
区 分		件数	%
回答1	知っている	35	58
回答2	知らなかった	25	42
	総 数	60	100

4. 3. 6 インターネット提供について

問 17：国土地理院が整備する「基盤地図情報」は現在、国土地理院のホームページから入手することができますが、ご存じですか？

表-17 国土地理院による「基盤地図情報」のインターネット提供の認知状況

		地方公共団体		民間企業	
区 分		件数	%	件数	%
回答1	知っている	640	44	52	87
回答2	知らなかった	807	56	8	13
	無 回 答	7	0	0	0
	総 数	1,454	100	60	100

問 18：「基本計画」では、地理空間情報の活用等に関する官民の情報を総合的に提供するためのポータルサイトを民間と国が連携して構築することを検討することとしていますが、官民が連携してポータルサイトを構築し利用者に必要な情報を提供することが地理空間情報市場をどの程度盛り上げると思いますか？（※民間企業のみ調査）

表－18 官民連携ポータルサイトにおける地理空間情報提供による市場への影響予想

		民間企業	
区 分		件数	%
回答 1	とても盛り上げると思う	5	8
回答 2	どちらかというとき盛り上げると思う	26	44
回答 3	どちらかというときあまり盛り上げないと思う	12	20
回答 4	全く盛り上げないと思う	2	3
回答 5	わからない	14	23
無 回 答		1	2
総 数		60	100

4. 3. 7 基盤地図情報整備について

問 19：都市計画区域のうち、市街化区域と市街化調整区域を除いたいわゆる非線引区域において、基盤地図情報（縮尺レベル 2500）が早急に整備されれば、あなたの地方公共団体で業務の効率化・高度化・コスト削減等に役立つと思いますか？（※地方公共団体のみ調査）

表－19 非線引区域の基盤地図情報整備への期待度

		地方公共団体	
区 分		件数	%
回答 1	役立つと思う	587	40
回答 2	役立つと思わない	207	14
回答 3	よくわからない	639	45
無 回 答		21	1
総 数		1,454	100

問 20：（問 19 で「1」と回答した方に伺います）あなたの地方公共団体では、非線引区域の基盤地図情報が利用できると、具体的にどのように役立つと思いますか？（複数選択可）（※地方公共団体のみ調査）

表－20 非線引区域の基盤地図情報整備の効果予想

		地方公共団体	
区 分		件数	%
回答 1	業務をより短時間で実施することができる	289	49

回答 2	新たな行政サービスを住民に提供することができる	188	32
回答 3	従来の行政サービスを一層充実させることができる	290	49
回答 4	業務のコストを削減することができる	290	49
回答 5	部署間の情報共有が一層容易にできる	340	58
回答 6	その他	14	2
無 回 答		3	1
総 数		587	—

問 21：都市計画区域のうち、市街化区域と市街化調整区域を除いたいわゆる非線引区域において、基盤地図情報（縮尺レベル 2500）が早急に整備されれば、地理空間情報の市場規模をどの程度大きくすると思いますか？（※民間企業のみ調査）

表－21 非線引区域の基盤地図情報整備の市場への影響予想

		民間企業	
区 分		件数	%
回答 1	現在の2倍以上になると思う	13	22
回答 2	現在の1.5倍～2倍未満程度になると思う	9	15
回答 3	現在の1.2倍～1.5倍未満程度になると思う	6	10
回答 4	あまり影響を与えないと思う	15	25
回答 5	わからない	17	28
総 数		60	100

問 22：「基本計画」に基づき、国土地理院は測量法第 34 条に基づく作業規程の準則を、基盤地図情報の整備・更新における民間測量成果の活用を可能とするよう平成 20 年 3 月に改定しましたが、基盤地図情報を含む地図データ、又は基盤地図情報の整備・更新のために活用可能な地理空間情報を保有していますか？（※民間企業のみ調査）

表－22 事業者の地理空間情報整備・更新利用可能データ保有状況

		民間企業	
区 分		件数	%
回答 1	地図データのみを保有している	10	17
回答 2	空中写真のみを保有している	4	7
回答 3	地図データ及び空中写真を保有している	2	3
回答 4	保有していない	44	73
総 数		60	100

問 23：（問 22 で「回答 1」又は「回答 3」と回答した方に伺います）貴社・団体では、国等による基盤地図情報の整備・更新のために、貴社が保有する地図データを国等へ提供することについて、国等からの依頼があれば協力しますか？（※民間企業のみ調査）

表－23 事業者の地理空間情報整備・更新利用可能保有データ提供の可能性

		民間企業	
区 分		件数	%
回答 1	全面的に協力する，又は協力したいと考えている	0	0
回答 2	どちらかというとは協力する（又は協力したい）方向であるが，対価や知的財産権の取扱い等の条件による	8	67
回答 3	どちらかというとは協力しない（又は協力したくない）方向であるが，対価や知的財産権の取扱い等の条件による	3	25
回答 4	全く協力しない，又は協力したくないと考えている	1	8
総 数		12	100

4. 3. 8 「地理空間情報 EXP0」（仮称）について

問 24：「基本計画」では、「地理空間情報 EXP0」（仮称）（新たな産業・サービスの創出や既存のサービスの高度化・発展に関する，民間の提案や創意工夫を掘り起こすこと等を目的）を民間と国が連携して開催することとしています，官民が連携して開催することが地理空間情報市場をどの程度盛り上げると思われますか？（※民間企業のみ調査）

表－24 「地理空間情報 EXP0」（仮称）開催による市場への影響予想

		民間企業	
区 分		件数	%
回答 1	とても盛り上げると思う	6	10
回答 2	どちらかというとは盛り上げると思う	29	47
回答 3	どちらかというとはあまり盛り上げないと思う	7	12
回答 4	全く盛り上げないと思う	1	2
回答 5	わからない	16	27
無 回 答		1	2
総 数		60	100

4. 4 地理空間情報における個人情報保護等について

4. 4. 1 地理空間情報に関する個人情報保護のルールの有無について

問 25：あなたの地方公共団体が地理空間情報を外部に提供するに当たり，個人情報保護条例とは別に，地理空間情報に含まれる個人情報の保護に関して配慮すべきことをルールとして定めていますか？（※地方公共団体のみ調査）

表－25 外部提供時の地理空間情報に含まれる個人情報の保護に関して配慮すべきルールの整備状況（地方公共団体）

		地方公共団体	
区 分		件数	%
回答 1	個人情報保護条例とは別に地理空間情報を対象とした条例，内規，指針等を定めている	32	2
回答 2	個人情報保護条例やそれに基づいた内規，指針等を準用している	477	33
回答 3	全く定めていない	934	64
無 回 答		11	1
総 数		1,454	100

問 26：貴社・団体が地理空間情報を外部に提供するに当たり，地理空間情報に含まれる個人情報の保護に関して配慮すべきことをルールとして定めていますか？（※民間企業のみ調査）

表－26 外部提供時の地理空間情報に含まれる個人情報の保護に関して配慮すべきルールの整備状況（民間企業）

		民間企業	
区 分		件数	%
回答 1	定めている	19	32
回答 2	全く定めていない，又は外部に提供していない	39	65
無 回 答		2	3
総 数		60	100

4. 4. 2 地理空間情報の個人情報保護に関するガイドラインの必要性の有無について

問 27：政府では現在，地理空間情報を提供・流通させる際における，個人情報保護法制に適合した取扱いについて実務上のガイドラインを策定しようとしています，あなたの地方公共団体（若しくは会社・団体）にとっても同様のガイドラインが必要だと思いますか？

表-27 地理空間情報の個人情報保護に関するガイドラインの必要性

		地方公共団体		民間企業	
区 分		件数	%	件数	%
回答 1	必要だと思う	921	64	46	77
回答 2	必要だとは思わない	42	3	2	3
回答 3	よくわからない	485	33	12	20
無 回 答		6	0	0	0
総 計		1,454	100	60	100

4. 4. 3 地理空間情報の個人情報保護に関する取扱いの状況について

問 28：あなたの地方公共団体（若しくは会社・団体）が地理空間情報を外部に提供するに当たり、地理空間情報に関する個人情報の取扱いについて、困ったこと、不安や心配等がありますか？（複数回答可）

表-28 外部提供用地理空間情報に関する個人情報の取扱いに関する問題点

		地方公共団体		民間企業	
区 分		件数	%	件数	%
回答 1	特にない（又は外部に提供していない）	286	20	34	57
回答 2	個人情報に該当するかどうかの判断が難しいところ	870	60	20	33
回答 3	個人情報に該当するかどうかの判断基準が、地方公共団体の間（若しくは組織によって）で異なるところ	404	28	9	15
回答 4	個人情報が含まれていないと判断して提供した地理空間情報に、個人情報が含まれていると住民（若しくは利用者）から指摘があった際の対応が難しいところ	465	32	8	13
回答 5	提供する地理空間情報が、他の情報と組み合わせることにより個人情報に該当してしまうような場合を想定することが難しいところ	597	41	14	23
回答 6	その他	45	3	2	3
無 回 答		20	1	0	0

総 数	1,454	—	60	—
-----	-------	---	----	---

問 29：個人情報保護を理由に提供要請を拒否したことがある、あるいは一般への提供拒否をあらかじめ決定している地理空間情報があれば、あてはまるものをお答え下さい。（複数回答可）（※地方公共団体のみ調査）

表-29 個人情報保護を理由に外部提供を拒否した、又は、拒否する地理空間情報

		地方公共団体	
区 分		件数	%
回答 1	該当事例無し	963	66
回答 2	空中写真（航空写真）	126	9
回答 3	基準点成果	18	1
回答 4	都市計画図（基本図、総括図（用途地域図）、計画図）	22	2
回答 5	開発許可申請書設計図（現況図、土地利用計画図など）	61	4
回答 6	市街地再開発事業関係図面（施行地区区域図、設計概要図面など）	12	1
回答 7	都市公園台帳の図面	8	1
回答 8	換地図	58	4
回答 9	建築協定区域図、緑地協定区域図	8	1
回答 10	宅地造成工事規制区域図	9	1
回答 11	道路台帳の図面	58	4
回答 12	河川台帳（河川現況台帳、水利台帳）の図面、河川基盤地図	13	1
回答 13	浸水想定区域図（洪水ハザードマップ）	6	0
回答 14	土地改良財産台帳の図面	40	3
回答 15	農家台帳（農地基本台帳）の図面	119	8
回答 16	農道台帳の図面	21	1
回答 17	土壤汚染指定区域図	8	1
回答 18	各種規制地域図（騒音、振動、悪臭）	7	0
回答 19	犯罪発生マップ	6	0
回答 20	交通事故発生マップ	4	0
回答 21	地震防災マップ	4	0
回答 22	通学区域図	10	1
回答 23	住居表示地図（住居表示台帳）	59	4
回答 24	地番図又は家屋現況図（固定資産税台帳）	222	15
回答 25	地籍図、丈量図	75	5
回答 26	共用空間データ	16	1

回答27	砂防基盤図	5	0
回答28	砂防指定地台帳の図面	8	1
回答29	森林基本図、林班図	23	2
回答30	林道台帳の図面	8	1
回答31	その他	77	5
無 回 答		66	5
総 数		1,454	-

4. 4. 4 地理空間情報に関する知的財産権の取扱いルールの有無について

問 30：あなたの地方公共団体（若しくは会社・団体）は、地理空間情報に付随する著作権等の知的財産権の取扱いに関するルールを定めていますか？（※地方公共団体と民間企業で選択肢異なる）

表－30－1 地理空間情報に付随する著作権等の知的財産権の取扱いに関するルールの整備状況（地方公共団体）

		地方公共団体	
区 分		件数	%
回答 1	条例で定めている	10	1
回答 2	条例で定めていないが、内規・指針等を定めている	111	8
回答 3	全く定めていない	1,306	89
無 回 答		27	2
総 数		1,454	100

表－30－2 地理空間情報に付随する著作権等の知的財産権の取扱いに関するルールの整備状況（民間企業）

		民間企業	
区 分		件数	%
回答 1	定めている	30	50
回答 2	全く定めていない	29	48
無 回 答		1	2
総 数		60	100

4. 4. 5 地理空間情報の知的財産権に関するガイドラインの必要性の有無について

問 31：政府では現在、地理空間情報を提供・流通させる際に、地理空間情報に付随する著作権等の知的財産権の取扱いに関するガイドラインを作成しようとしています。それはあなたの地方公共団体（若しくは会社・団体）にとっても必要だと思いますか？

表－31 地理空間情報の知的財産権に関するガイドラインの必要性

		地方公共団体		民間企業	
区 分		件数	%	件数	%

回答 1	必要だと思う	834	57	48	79
回答 2	必要だとは思わない	31	2	1	2
回答 3	よくわからない	580	40	10	17
無 回 答		9	1	1	2
総 計		1,454	100	60	100

4. 4. 6 地理空間情報の知的財産権に関する取扱いの状況について

問 32：あなたの地方公共団体が地理空間情報を外部に提供するに当たり、地理空間情報に付随する著作権等の知的財産権の取扱いについて、困ったこと、不安や心配等がありますか？（複数回答可）（※地方公共団体のみ調査）

表－32 外部提供用地理空間情報に関する知的財産権の取扱いに関する問題点

		地方公共団体	
区 分		件数	%
回答 1	特になし	446	31
回答 2	他者の知的財産権を含んでいるかどうかの判断が難しいところ	826	57
回答 3	他者の知的財産権を含んでいる場合について、権利処理の方法が確立されていないところ	476	33
回答 4	利用者に対し、知的財産権の利用対価を算出する方法が確立されていないところ	385	26
回答 5	利用者に対し、知的財産権の利用対価の支払いを求める制度が確立されていないところ	350	24
回答 6	その他	46	3
無 回 答		33	2
総 計		1,454	-

問 33：知的財産権を理由に提供要請を拒否したことがある、あるいは一般への提供拒否をあらかじめ決定している地理空間情報があれば、あてはまるものをお答え下さい。（複数回答可）（※地方公共団体のみ調査）

表－33 知的財産権を理由に外部提供を拒否した、又は、拒否する地理空間情報

		地方公共団体	
区 分		件数	%
回答 1	該当事例無し	1,185	81
回答 2	空中写真（航空写真）	68	5
回答 3	基準点成果	15	1
回答 4	都市計画図（基本図、総括図（用途地域図）、計画図）	18	1

回答5	開発許可申請書設計図（現況図，土地利用計画図など）	23	2
回答6	市街地再開発事業関係図面（施行地区区域図，設計概要図面など）	8	1
回答7	都市公園台帳の図面	9	1
回答8	換地図	22	2
回答9	建築協定区域図，緑地協定区域図	7	0
回答10	宅地造成工事規制区域図	6	0
回答11	道路台帳の図面	30	2
回答12	河川台帳（河川現況台帳，水利台帳）の図面，河川基盤地図	9	1
回答13	浸水想定区域図（洪水ハザードマップ）	4	0
回答14	土地改良財産台帳の図面	23	2
回答15	農家台帳（農地基本台帳）の図面	34	2
回答16	農道台帳の図面	14	1
回答17	土壤汚染指定区域図	4	0
回答18	各種規制地域図（騒音，振動，悪臭）	6	0
回答19	犯罪発生マップ	4	0
回答20	交通事故発生マップ	3	0
回答21	地震防災マップ	5	0
回答22	通学区域図	5	0
回答23	住居表示地図（住居表示台帳）	26	2
回答24	地番図又は家屋現況図（固定資産税台帳）	61	4
回答25	地籍図，丈量図	25	2
回答26	共用空間データ	11	1
回答27	砂防基盤図	2	0
回答28	砂防指定地台帳の図面	3	0
回答29	森林基本図，林班図	9	1
回答30	林道台帳の図面	5	0
回答31	その他	50	3
無 回 答		84	6
総 数		1,454	-

問 34：国及び地方公共団体等が保有している地理空間情報のうち，（現在の提供状況や可否にかかわらず）提供してもらいたいものがあれば，次の中から番号を選んで下さい（複数回答可）。（※民間企業のみ調査）

（回答結果省略）

4. 4. 7 基盤地図情報に対する意見について

問 35：「基盤地図情報」の整備・利用・提供・流通等について，政府に対しご意見があれば自由にお書き下さい。（自由形式で記入して下さい）

（回答結果省略）

5. 考察

地理空間情報の活用を推進するには，地方公共団体や民間企業等が，基本法等の考え方や地理空間情報の存在を知り，その内容を理解し，活用し，適切に公開して行政の効率化・高度化等につなげていくことが大切である．その観点から調査結果を考察した．

5. 1 地方公共団体

「知る」という点について，7割の地方公共団体は基本法の名称を知っており（表－1），約5割の地方公共団体は内容も含めて知っていた（表－3の回答1及び2の合計件数が表－1の地方公共団体の回答総数に占める割合）ことから，法制定から約1年半を経て，基本法に対する認知が進んでいることがわかった．

「理解する」という点については，5割強の地方公共団体が，どのような情報が基盤地図情報に該当するかということを知っていた（表－11）．

基盤地図情報を「使用する」という点については，利用の検討まで含めても4割強の団体となっている（表－12）．しかし，この点については，調査時点の平成21年1月では，国土地理院から提供されている縮尺レベル2500以上の基盤地図情報は，国土の一部分しかないことから，地方公共団体が自ら作成した基盤地図情報に類するものを自らが使用したことも含まれていると想定される．また，基本法第17条「地図関連業務における基盤地図情報の相互活用」の基盤地図情報の相互活用に関する努力規定については，3割の地方公共団体しか認識しておらず，地方公共団体に課せられた責務があまり理解されていない状況が伺える（表－15）．

「適切に公開する」という点については，個人情報保護や知的財産権保護との関係があり，多くの地方公共団体が課題にぶつかっている状況であると言える．従って，政府が作成する関係ガイドラインへの期待が大きくなっていることが明確となった（表－27，31）．

5. 2 民間企業・団体

「知る」という点については，約9割の民間企業・団体は基本法の名称を知っており（表－1），75%は内容も含めて知っていた（表－3の回答1及

び2の合計件数が表-1の民間企業の回答総数に占める割合)ことから、地理空間情報を活用している民間企業・団体における基本法への関心が高いことがわかった。

「理解する」という点については、約9割の企業がどのような情報が基盤地図情報に該当するかということを知っていた(表-11)。

基盤地図情報を「使用する」という点については、7割の企業が既に利用、又は利用の検討を進めているという回答(表-12)であり、新産業・新サービス創出への対応が進んでいることが窺える。しかしながら、基盤地図情報の整備の充実に対する市場規模拡大への期待については、現在の1.5倍以上と期待する企業は全体の35%に留まっており(表-14)、これについては詳細な追加調査が必要と思われる。

「適切に公開する」という点については、企業においても地方公共団体と同様に個人情報保護及び知的財産権に関する政府のガイドラインについての関心が高いことが明確になった(表-27, 31)。

また、産学官で協力・連携を行う施策についての調査を行った。期待が大きい施策としては、「地理空間情報 EXPO」(仮称)については、約6割の企業で地理空間情報市場を盛り上げると考えていることがわかった(表-24)。地域における産学官が連携して活動する中核組織の育成についても、約6割の企業が地理空間情報を盛り上げるものになると考え

ていることがわかった(表-9)。

6. まとめ

地理空間情報高度活用社会の実現のためには、基盤地図情報が広く活用され、行政の効率化・高度化が実現されることや新産業・新サービスが創出されることが重要である。そのためには、地方公共団体や民間企業・団体が基盤地図情報等の地理空間情報を活用し、その成果を適切に公開する必要がある。

本調査により、地理空間情報の活用推進について、地方公共団体や民間の企業・団体の実態が把握できた。

特に、基本法や基本計画について認知度が高いにも関わらず活用が進んでいないことから、早急な基盤地図情報の普及や個人情報保護や知的財産権に関するガイドラインの策定が必要であることがわかった。

また、民間の企業・団体では、産学官の連携に期待していることも明確になった。

今後は、これらの状況を踏まえて、基盤地図情報の整備・更新・提供などをはじめとした地理空間情報の活用推進に関する施策の立案や効率的な実施を図ることとともに、地方公共団体や民間の企業・団体等の協力・連携を積極的に推進していきたい。

参考文献

- 国土地理院(企画部地理空間情報企画室)(2009):国土地理院技術資料 A・1-No. 349 地理空間情報活用推進に関する実態調査報告書-地方公共団体における地理空間情報活用の調査-。
- 国土地理院(企画部地理空間情報企画室)(2009):地理空間情報活用推進に関する実態調査報告書-流通や公開されている地理空間情報の調査-。